明代における法帖(1)の刊行と蘇州文氏一族

増田知之

一　問題の所在
二　文氏と法帖
（1）「書」の流通と法帖
（2）文氏以前の法帖――二王府による法帖刊行――
（3）文氏による法帖刊行事業
三　文氏一族と「宗族」
（1）文氏とその「宗族形成」の動き
（2）文氏と「文化資本」
四　結　語――今後の課題とともに――

一　問題の所在

明代を通じて、蘇州府を中心とする江南地方は中國の經濟・文化を代表する地域であった。絹・木綿といった輕工業の發達、それに伴う大商人の出現、また外國貿易による銀の流入などの諸狀況を背景として、明初の混亂を完全に收拾し終えた成化・弘治年間を經て嘉靖、更に萬曆年間に入ると、その經濟的繁榮は絶頂に達した。(2) こういった江南地方の經濟的繁榮はその文化隆盛のための土壤となり、蘇州を中心として、沈周・祝允明・文徵明・唐寅らをはじめとする個性豊かな文人を數多く輩出することとなったのである。

> 姑蘇人は聰慧にして古を好み、亦た善く古法を倣いて之れを爲す。書畫の臨摹、鼎彝の冶淬は、能く眞贋をして辯ぜざらしむ。又た善く海内の上下進退の權を操し、蘇人以て雅と爲せば、則ち四方隨いて之れを雅とし、俗とせば、則ち隨いて之れを俗とす。(3)

とあるように、彼ら文人たちは蘇州、ひいては全國の文化推進の牽引者としての役割を果たしたのである。

これまで、この「文人」についての研究は多くなされてきたが(4)、端的に示すと「道德的能力具備を原理とし、古典敎養と作詩文能力によって選拔され、官としての統治能力が期待される、儒敎的知識人すなわち政治的・文化的支配層」である(5)。つまり、文人とは士人（士大夫）が、「公的活動から離れた私的生活において自らの嗜好に從って發現させる姿」である士人（士大夫）の私的側面であり、その私的生活において「琴棋書畫」に代表される趣味生活を樂しんだのである(6)。しかし、その實態は時代を追うに從って、その時々の政治、社會背景とともに變遷してゆく。こと、明末に至っては、士人の「經世濟民」の義務を顧みず、はたまた科擧を受驗し仕官することさえせずに文學や藝術のみに專心するといったような、傳統的な文人のあり方を逸脫した様々な形態の文人が數多く現れることになるのである。その中でも、「山人」(7)と呼ばれるものたちは、江南地方において様々な階層を行き來しながら活躍した。彼らのこうした活躍によって、文人すなわち知識人と民衆とを區分する境界線が曖昧になり、傳統的な社會秩序が崩れ去ったともいわれる、複雜化した明末の社會狀況を作り出す一端となったといえる(8)。こういった文人の性格の變遷という一つの側面から見ても、明代中期以降明末に至るまでに、社會狀況が刻々と變化し複雜化してゆく様を垣間見ることができよう。

最近、明代文化史の中でも特に注目されている出版文化史(9)では、嘉靖・萬曆年間以降、江南地方を中心として——それまでは官刻と家刻が多勢を占めていたが——營利目的の坊刻出版がこれまでになく增大した、とする。このように出版量が急激に增大した背景には、前述した山人たちが文人とともに數多くの出版事業を行い(10)、また、それらを求める人々が社會に廣く存在していたという事情があるが、この出版量の激增によって書籍が大衆化してゆくこととなったのである(11)。

こういった江南地方の出版文化状況の下で、文人の嗜みである書畫を中心とした藝術方面の状況はいかなる様相を呈していたのであろうか。江南地方の文化の諸相を北（中央）との對比の中で考えてみると、その一大特徴として特筆されるのは、北宋・歐陽脩『集古錄』、南宋・趙明誠『金石錄』から脈々と繼承された「カタログ・マニュアル」文化である。(12) この「カタログ・マニュアル」文化は後の文人趣味の雛形となり、明代初期における曹昭『格古要論』等の趣味書や、明末になって盛んに編纂される書畫錄、そして書家の名跡を刻した法帖を生み出すもととなったのである。こういった「カタログ・マニュアル」は、そのほとんどが南で生まれている。

このように、明代中期以降の江南地方においては、文人や彼らをとりまく者たちが様々な活動をする中で、江南獨特の文化を形成していったのである。

既に、文人とは士人（士大夫）の私的側面であると述べたが、今度は、當時の複雑化・流動化した江南社會における、士大夫の置かれた狀況についてさぐってみたい。宋代に確立した科擧官僚制度によって、この「士大夫」という階層が新たに生み出されることとなったのであるが、基本的に、任官への道が一部の賤民を除いた全ての人々に開放されていたため、彼ら士大夫が獲得した身分も一代限りであることが原則となっていた。更には、家產均分（析產）の慣行によって、獲得した財產も次世代以降は均等に分割されることになり、子孫が科擧を通じて任官するために必要な經濟基盤も保證されてはいなかった。つまり、身分も財產も一回性のものであり、その子孫が絶えざる營爲を行わない限り、その家系が社會的に埋沒するという宿命を常に含んでいたのである。そこで、宋代以降の社會では、「宗族」という祖先を共通にし、また宗法の原理によって組織化された血緣集團を形成することが求められた。そのために必要とされた具體的手段が「族譜の編纂」・「祀堂の設置」・「共有地を經濟基盤とする義莊の設立」である。明代中期以降、華中・華南地域においてこのような「宗族形成」の動きが高まってくるが、經濟的文化的繁榮を極めた蘇州においても同樣に、これら一連の「宗族形成」の潮流が府城を中心として府下の縣城、市鎭、農村へと擴大してゆくことになるのである。(13)

以上、文人・士人の兩面にわたって、明代中期以降の江南社會を略述してきたが、このような江南社會において、書畫の大家として著名な文徵明（成化六年——嘉靖三八年）をはじめ、篆刻の祖と稱される長子の文彭（弘治一〇年——萬曆元年）、次子の文嘉（弘治一二年——萬曆一〇年）、明末に登場した曾孫の文震孟（萬曆二年——崇禎九年）、震孟の弟で『長物志』を著した文震亨（萬曆一三年——清・順治二年）など、藝術方面において秀でた才能を發揮し、文人たりえる人物を數多く輩出してきた蘇州文氏は、

世よ道德文雅を以て海內に冠冕たり。(14)

文氏待詔（徵明）より以來、累世皆な風雅を以て士林の推す所と爲る。(15)

と稱されるように、まさに「文」で名の知れた一族であったのである。これまで、蘇州文氏の中でも文徵明についての研究は、數多くなされてきたが、それらは徵明の事跡を集めた年譜や、または彼の書畫作品について書法史、繪畫史の文脈で論じられたものが殆どである。(16) しかし、ここで筆者が注目したいのは、徵明・彭・嘉ら文氏が關係した『停雲館帖』を中心とする一連の法帖刊行事業である。明代における法帖は、前述したように江南獨特の「カタログ・マニュアル」文化の影響を受けて存在したものと考えることができる。しかしながら、同じ刻書でありながら、この法帖については今まで出版文化史の文脈で言及されることはなかった。藝術關係の出版物の中でも、一方で畫譜、印譜などへの論及があることを考えると、法帖だけ等閑視されてきたように感じられてならない。法帖についての研究は、書法史の分野においてのみその研究が見られるだけである。(17)

したがって、本稿の第一の問題點として、この法帖が明代出版文化とどのように關係しているのか、また法帖刊行がどのように行われ廣まっていったのか、を設定したい。その際に、後述するように、法帖刊行の轉換點ともなった嘉靖年間を中心とした文徵明・彭・嘉父子の活動を追ってゆくつもりである。

また、これまで、明代における「宗族形成」についての研究は多くなされてきたが、管見の範圍において、ある文人の

一族を通じた研究、「宗族形成」問題を文人一族を對象として論じた研究は非常に少ないといえる。[18] よって、本稿の第二の問題點として擧げるのが、明代文人一族の代表格ともいえる文氏が、一族を通じてその據點でもある蘇州を中心に、どのようにして一族としての地位を築き上げ、そしてそれを維持していったのか、ということである。

これら二つの問題點への論及は、蘇州文氏が、法帖刊行を通して、明代文化史を語る上で不可缺の要素である出版文化史へどのような影響を與えたのか、更には、そういった法帖刊行に見られるような重要な文化的營爲を通して、如何にして「文氏＝文人一族」といった認識を定着させていったのかを解明するきっかけとなるであろう。

二　文氏と法帖

（1）「書」の流通と法帖

凡百の技藝、書は上なり。卜筮は之れに次ぎ、棋は閑心を損ない、畫は人に役せらる。其の他の術數は、遠くに致さんとするも泥まんことを恐る。苟くも其の理に精しければ、皆な名を成すに足るも、高下の閒は判然として千里なり。余　少きより賤しく、涉獵せざるなけれども、究竟成すこと無し。皆な機綫に同じく、今已に一切勅斷すれども、惟だ柔翰は宿業なりて、尙お未だ驅除すること能わざるのみ。[19]

と、『五雜組』を著した謝肇淛は、あらゆる技藝の中で「書」を最上に置いているが、彼はまた、當時萬曆年閒の「書」をとりまく惡しき狀況について、以下のように述べている。

今世の書畫に七厄有り。高價厚値にして、人售う能わず、多くは權貴に歸し、眞贋錯陳す、一の厄なり。豪門籍沒せられ、盡く天府に入り、蟫蠹漸盡し、永く人閒を辭す、二の厄なり。名を啖る俗子、好事の估客、金を揮って爭いて買い、復た涇・渭無し、三の厄なり。利を射る大駔、貴賤懋遷して、纖かに贏息有れば、卽ち俗手に轉ず、四の厄な

り。富貴の家、朱門空しく鎖し、榻笥塵を凝らし、脉望果腹す、五の厄なり。膏粱紈袴、目は丁を識らず、水火盜賊、恬然として問わず、六の厄なり。拙工裝潢すれば、面目損失し、奸僞臨摹すれば、混淆聚訟す、七の厄なり。[20]

これは、大枚をはたいて書畫作品を買い漁る、眞の鑑識眼を持たない「好事家」や商賣のために貴賤の間を暗躍するブローカーの存在、それによる贋作の增加といった書畫の「厄」について述べているが、換言すれば、鑑賞の對象であった書畫作品が、その枠を超え商品として確かに流通していたことを示していよう。つまり、當時における「書」を、商品經濟の廣がりという社會經濟史的な觀點からながめると、きわめて大衆化、商品化にむけて發展した時代であったといえる。[21]そして、この舞臺となったのが、蘇州を中心とした、嘉興、松江、杭州、徽州といった江南地方なのである。[22]

大野修作氏は、このような明代の「書」の特徵として、既に述べた「書畫錄の流行」[23]と「潤例の發達」[24]とともに、「法帖の家刻」を擧げている。[25]明代中期以降、文人たちのあいだでは、「文房淸玩」の一つとして、書跡や法帖の鑑賞と收集が盛んに行われるようになった。[26]書跡の鑑賞においては、もちろん眞跡を用いるのが第一であるのだが、眞跡がない場合に鑑賞に供されたのが、この法帖である。彼らが書を學ぶ際、晉から元に至る多くの名跡をすべて學ぶことが前提となっていたため、その鑑賞と收集が行われたのである。こうして、宮廷や王府をはじめ、文人の家々においても、書跡の收藏、閱玩、鑑識、購求がこれまでになかった程の活況を呈することとなり、更に、それだけにとどまらず、文人たちは、臨摹の妙と鐫刻の精を競って、次々と古の書跡を勒石していったのである。[27]

これまでの中國書法史研究における法帖研究は、法帖の現物に接し、刻入されている書の名跡について、またそれに附される刊記について詳細な調査を行うことで、一定の成果をあげてきたといえる。特に、明代の法帖研究は、中田勇次郎氏により、ある程度のアウトラインが提示されている。[28]それによると、明代の法帖は内容により二つの系統に大きく分けることができる。つまり、宋代に刊行された『淳化閣帖』に關係するものと、民間の收藏家らが刻したものの二系統である。また最近、中國において『中國法帖全集』が刊行され、書法史關係者のみならず多くの書家の注目を集めているが、

その中で王靖憲氏は、明代の法帖について、明初から嘉靖年間までを前期、嘉靖年間から明末までを後期として、時期的に大きく二つに分けて説明している。[29] まず前期においては、王府を中心として、その財力や物力によって『淳化閣帖』を中心とした宋代の法帖が收集され、それらを翻刻した法帖が刊行された。そして、後期に入ると、今度は民間において刻帖が盛んに行われるようになる。氏は、その原因として、明代後期の商品經濟の發展と、書畫作品を中心とした藝術作品に對する社會の需要の二つをあげている。つまり、明代において法帖はひとつの商品として流通していたのである、と。

このような明代の法帖を、その刊行年別に整理したのが【表】である。これを一瞥してまず氣づくことは、嘉靖年間を境として、官（王府）による『淳化閣帖』の翻刻から民間による法帖の刊行へと法帖をとりまく狀況がかわっていることである。すなわち、中田氏の提示した二系統間の推移であり、それと同時に、王氏も言及した官から民への刊行者の交替である。更には、法帖刊行の北から南へという推移も見られる。このように、明代中期以降になると、江南地方を中心とした中國南部において、さかんに法帖が刊行されているのであるが、このことは、前述した所謂「カタログ・マニュアル」文化の特徴を如實に示すものであり、また、出版文化史のいう江南地方における出版刊行物の增大と軌を一にしている。このように民間レベルで法帖が次から次へと刊行され流布することによって、「書」の鑑賞が廣く民間にまでゆき渡ることになったのである。

今ひとつ注意を喚起したいのが、右のような法帖刊行形態の變化の契機となった、嘉靖年間刻の法帖には、本稿で中心にすえて言及する文徵明が多く絡んでいるということである。この文徵明の法帖刊行を範にとるかのように、以後爆發的に法帖刊行が增大していることがわかろう。

【表】 明代の法帖

法帖名	刊行年	地域	撰集人名	摹勒人名	鐫刻人名	備考
淳化閣帖(泉州本)	洪武4	泉州				泉州知府常性による
東書堂集古法帖	永樂14	開封(周王府)		朱有燉	朱有燉	成化17年翻刻
寶賢堂集古法帖	弘治2-9	太原(晉王府)	王進・楊光溥・胡漢・楊文卿	宋灝・劉璃	宋灝・劉璃	朱奇源の命による
眞賞齋帖	嘉靖元	無錫	華夏	文徵明・文彭・文嘉	章簡甫	
淳化閣帖(袁氏本)	嘉靖初頭	吳				袁褧による
停雲館帖	嘉靖16-39	長洲	文徵明	文彭・文嘉	溫恕・章簡甫・吳廉	拓：尤敬
二王帖	嘉靖26	江陰		湯世賢		
二王帖選	嘉靖27	長洲	文徵明	章傑	章傑	
淳化閣帖(顧氏本)	嘉靖45	上海		顧從義	吳廉	
琳光樓帖	嘉靖間	鄞	豐坊		張琚	
淳化閣帖(潘氏本)	萬曆10	上海			潘允亮・潘雲龍	
寶翰齋國朝書法	萬曆13	歸安	茅一相		章田・馬士龍・尤榮	
二王帖	萬曆13	吳江		董漢策	董漢策	
玉蘭堂帖	萬曆18	雲陽		姜氏		
餘清齋帖	萬曆24-42	休寧	吳廷	吳廷・楊明時	楊明時	審定：董其昌・陳繼儒
來禽館法帖	萬曆28	臨清	邢侗	邢侗	吳應祈・吳士端	
千草藪帖	萬曆30	新安			許氏	
瑞墨齋米書	萬曆30	鄄城		萬枚瑞	萬枚瑞	
墨池堂選帖	萬曆30-38	長洲		章藻		
戲鴻堂法書	萬曆31	華亭	董其昌			

雪浪齋蘇帖	萬曆36			盧氏		
寶鼎齋法書	萬曆37	上海		吳之驥		董其昌書
鬱岡齋墨妙	萬曆39	金壇	王肯堂	王肯堂	管駟卿	
玉烟堂帖	萬曆40	海寧	陳璸	陳璸	吳之驥	
書種堂帖	萬曆42	華亭		董鎬		董其昌書
淳化閣帖（肅府本）	萬曆43-天啓元	蘭州(肅王府)		溫如玉・張應召		朱樉の命による
金陵名賢帖	萬曆43			徐氏	徐氏	
晚香堂蘇帖	萬曆44	華亭	陳繼儒	釋蓮儒・古冰蕉幻・陳夢蓮		
玉煙堂董帖	萬曆44-崇禎3	海寧	陳元瑞	吳朗	吳朗	董其昌書
書種堂續帖	萬曆45	華亭		董鎬		董其昌書
篤斐堂藏帖	萬曆45	太倉		王時敏		王衡書
秀餐軒帖	萬曆47	海寧	陳眚永	陳元瑞		
三十二體金剛經帖	萬曆47		徐雅池		張翺・李登雲	
紅綬軒法帖	萬曆47	吳	陳鉅昌		陳鉅昌	董其昌書
鷁鵝館帖	萬曆末	吳			陳鉅昌	董其昌書
崇蘭館帖	泰昌元	華亭	莫後昌	莫後昌	顧功立	莫如忠・莫士龍書
來禽館眞蹟・續刻	泰昌元・天啓元	臨淸	王洽	吳士端	管駟卿	邢侗書
來仲樓法書	天啓2	華亭		董鎬		董其昌書、審定：董尊聞
延淸堂帖	天啓4	吳		陳鉅昌	陳鉅昌	董其昌書
澂觀堂帖	天啓4	海陽		程齊	程齊	
果亭墨翰	天啓6	晉江		張瑞典		張瑞圖書

法帖名	刊行年	地域	撰集人名	摹勒人名	鐫刻人名	備考
之室集帖	天啓閒		蕭協中			邢侗・邢慈靜書
觀復堂帖	天啓閒	海寧		陳元瑞	陳元瑞	
三朝宸誥	天啓閒				呂兆熊	董其昌書
清鑒堂帖	崇禎元-10	新都		吳楨	吳楨	
汲古堂帖	崇禎3	華亭	董庭	吳泰裔	顧紹勳・沈鑒貞	董其昌書
研廬帖	崇禎4			吳泰		董其昌書
寶彝堂帖	崇禎4	無錫		秦爾基		
晴山堂帖	崇禎5	江陰	徐弘祖	何世太		
鐵漢樓帖	崇禎5	華亭		張以誠	張以誠	張弼書
有美堂帖	崇禎8	松陵		陸紹璉		
道德經帖	崇禎8		劉虛中		諸文彰	
舊雨軒藏帖	崇禎13	上海		朱長統	朱長統	
片玉堂詞翰	崇禎13	華亭		陸起龍	陸起龍	陸深書
快雪堂帖	崇禎14-？	涿州	馮銓	劉光暘	劉光暘	
淨雲枝帖	崇禎閒	宜興		蔣如奇		
渤海藏眞帖	崇禎閒	海寧	陳甫仲	章鋪		
琅華館眞蹟	崇禎末	關中		張翺・張爾楫	張翺・張爾楫	王鐸書

＊　刊行年代、關係人物等、詳細不明のものは載せていない。主に『中國法帖全集』・『叢帖目』の兩書を參照にしたが、記述の異なる箇所は前者によった。

（2）文氏以前の法帖――二王府による法帖刊行――

先に掲げた【表】を見てもわかるように、文氏が關係した嘉靖年間における法帖刊行の前には、周王府・晉王府による著名な二法帖の刊行がある。

まず、『東書堂集古法帖』であるが、これは、永樂一四年、開封の周王府憲王朱有燉（當時は世子）によって刻された法帖である。朱有燉は、太祖朱元璋の孫で、洪熙元年に周王に封ぜられた。(30)

> 予　幼きより尊親の教えを蒙り、又た性も亦た書を喜む。但だ不敏なるを以て未だ學の成る有るを見ず。毎に書を爲さんと欲すれども、晉唐人の墨跡を得ざれば、但だ石刻を規模するのみにして、各おの同じからざるあり。古人書して而して集めて法帖を爲る者の若きは、宋太宗の淳化閣帖より始まる。後に潘師旦の絳帖・希白の潭帖・蔡京の大觀帖・劉燾の太清樓續閣帖・紹興監帖・劉次莊の戲魚堂帖・曹士冕の星鳳樓帖・曹之格の寶晉齋帖有り。其の餘は瑣瑣にして、盡く録すべからず。……予　侍親の暇、毎に古帖を閲するに、文は多く全からず、或いは此れ有れども彼を缺き、或いは僞を取りて眞を棄て、或いは裝池して次を失い、或いは模拓工ならず、往往にして臨習し難し。因りて自ら愚拙を揣らず、各家の字を集め、各代の書竝びに得る所の眞蹟を考え、嘗て臨せし者を以て之れを臨し、未だ嘗て臨せざる者は之れを摹し、集めて十卷と爲し、之れを石に勒して、以て自ら觀るに便ならしむ。敢えて人に示して以て學と爲さしむるにあらざるなり。集成りて、之れを名づけて東書堂集古法帖と曰う。

これは、朱有燉による法帖に附された自跋である。これを讀む限りにおいて、永樂年間では、宋代以來の「古帖」は不完全な形でしか殘っておらず、臨書するに堪えない狀況であったことが窺えるが、王府の力によって集められたものでさえこういった狀況であるとすると、民間における狀況は容易に想像がつこう。そして、このことが『東書堂集古法帖』の刊行動機となるのである。また、「以て自ら觀るに便ならしむ。敢えて人に示して以て學と爲さしむるにあらざるなり」と

いう部分からもわかるように、この法帖は江湖に廣めようとしたものではなく、[31]朱有燉自身のいわば趣味的領域にとどまるものであったと考えられる。

このような朱有燉と同様の態度は、それから約七〇年後の弘治二年に晉王府で刻された『寶賢堂集古法帖』[32]においても窺うことができる。この法帖は、太原の晉王府靖王朱奇源（當時は世子）によるものであり、朱奇源の下の王進、楊光溥、胡漢、楊文卿、宋灝、劉璵らがその刊行にたずさわっている。

予　侍膳問安の暇において、亦た心を古人の筆墨に留め、閒あれば毎に侍者をして古今の名人の眞跡法帖を取りて左右に張らしめ、終日睇視潜玩す。……閒ま古今の法書・奇帖を以て來獻する者有り。或いは點畫の是否、刻鏤の工拙、亦た頗る能く其の眞僞を辯ず。或いは眞を得ば、啻だに隋珠・趙璧のみならず、終日把玩し、釋手するに忍びず。遂に愛書の癖を成し、日積月累、前後左右、森然として几案の閒に充牣するは、皆な古今の字書なり。……一日、侍郎張公顧・都御史翟公瑄と淳化帖に論及するに因りて、世よ多く見えず、後演いて諸帖を爲ると雖も、然れども多くは彼を得て此れを失う。……因りて淳化・絳帖・大觀・太清樓・寶晉の諸帖、竝びに我が朝の書を以て名を著わす者の十數家を下らざるを取りて、暇日參政王進・副使楊光溥・僉事胡漢・楊文卿と同に其の尤なる者を擇び、生員宋灝・劉璵に命じて摹勒上石せしめ、釐めて十二卷と爲す。……因りて之れを命じて寶賢堂集古法帖と曰う。之れを齋中に置きて、以て留めて我が後人に示すも、敢えて士林の閒に傳うるにあらざるなり。

これは、朱奇源による弘治二年の自跋である。「之を齋中に置きて、以て留めて我が後人に示すも、敢えて士林の閒に傳うるにあらざるなり。」といった法帖刊行の態度は、前の『東書堂集古法帖』における朱有燉のそれと同様であることがわかろう。[33]この後、王府での法帖刊行は、萬曆四三年の肅王府による『淳化閣帖』の翻刻（肅府本）まで、一世紀以上もの閒行われなかった。

（3） 文氏による法帖刊行事業

では、嘉靖年間において、江南地方を舞臺にした法帖刊行の嚆矢となった文徵明・彭・嘉父子による一連の法帖刊行事業について見てゆくこととする。

明代の名刻として名高い『眞賞齋帖』は、嘉靖元年に無錫の華夏が祕藏の書跡の中から名品を選び抜いて刻したもので、文徵明・彭・嘉父子の鉤摹、鐫刻の名手として名高い章簡甫[34]の鐫刻によって刊行された。また、この帖は好評を博したが、倭寇により燒失したため、燒失する前の拓本を「火前本」、後のものを「火後本」とよび、二種が存在していた[35]。

華夏の詳しい事跡についてはあまり知られていないが、地方志には傳が見える[36]。これによると、若くして王陽明に師事し、その後文徵明、祝允明らと交流があったことがわかる。では、この華夏と文氏父子との交流は如何なるものであったのであろうか。以下に示す史料は、かの『淳化閣帖』の祖刻本にまつわる一連の記事である。

> 世傳の淳化帖は法帖の祖爲り。然れども傳刻蔓衍し、宋に在りて已に三十二本有り。其の閒刻搨の工拙、楮墨の精粗、互いに得失有りと雖も、眞を失うもの多し。然るに淳化の祖刻は、當時に在りて已に得易からず。……無錫の華中甫偶たま舊刻六卷を得。……正德己卯（一四年）五月望、衡山文徵明題す[37]。

> 余　生れて六十年、淳化帖を閲するに其の幾ばくなるかを知らず。然れども華君中甫の所藏の六卷を過ぐる者有るなし。嘗て考訂を爲すに、定めて古本爲ること疑い無し。而るに中甫　顧て不全なるを以て恨みと爲す。……嘉靖庚寅（九年）、兒子嘉　偶たま鬻書の人の處において三卷を見るを獲、亟かに中甫に報じ厚直を以て之れを購得せしむ。……嘉靖九年秋七月既望、文徵明識す[38]。

> 中甫　先ず六卷を得るに、刻搨の工、世よ罕に見る所なり。……二十年後復た三卷を得る。……今年癸卯（嘉靖二二年）秋九月、此の帖を閲するに因りて、癸未の歲（嘉靖二年）に題する所を見る。忽忽二十餘年、字は弱く語は稚し。

因りて拆去して重ねて之れに題す。後學文彭　敬しんで書す。(39)

茂苑の文嘉　鑑定するに淳化閣帖祖刻の眞本爲り。後の三卷、予　之れを得て、其の紙墨の刻搨、收藏の印記、行間の朱書評語を驗するに、中甫の前の六卷と原と是れ一帙なり。因りて以て中甫に歸す。……歸して後十五年、嘉靖乙巳（一四年）四月爲り。再び眞賞齋において閱し、敬しんで其の後に題す。(40)

このように、文徵明・彭・嘉父子は、華夏の法帖への強い關心を理解し、當時（正德年間――嘉靖年間）では非常に貴重とされた『淳化閣帖』の祖刻本について、父子そろって鑑定を行ったり、情報を流したりしている。正德一四年から嘉靖二四年の長きにわたって、『淳化閣帖』を追い求める姿は、華夏と文氏との交流の深さを示すものとしては十分ではないだろうか。徵明の多くの書簡類の中には、華夏に書の名品を借り受けていることを示す記述(41)もあり、また彼のために「眞賞齋銘」(42)を書いている。

こうした、法帖へ強い關心を寄せた華夏の影響もあってか、文氏も法帖刊行に着手することになる。明代の法帖の中でも最も著名な『停雲館帖』である。この『停雲館帖』の刊行は、一擧に刊行されたものではなく、嘉靖一六年に始まり、名帖を入手するごとに增刻してゆき、嘉靖三九年、最終的に一二卷本となった。また、法帖の摹勒は徵明・彭・嘉父子が自ら行い、鐫刻は『眞賞齋帖』の刊行にも携わった章簡甫、吳鼐、溫恕らが、拓は尤敬(43)という當時の名工が行った。この『停雲館帖』は後に寒山趙氏（趙宧光）、武進劉氏、鎭洋畢氏、そして桐鄕馮氏へと次々とわたっていった。

この『停雲館帖』の流通が、當時より激しかったことを以下の記事が示している。

自頃贋本相い仍に市鬻肆售せられ、混珠の惜しみ有るを免れず。……余　苦廬の暇を以て、家本を取りて贋本と校閱し、其の謬妄を刊し、其の僞訛を正し、銖黍毫絲も、敢えて缺漏なからしむ。……萬曆癸未八月朔日、文元善志。(44)

これは、文嘉の子の元善による跋であるが、『停雲館帖』が完成して二〇年後の萬曆一一年には、すでに贋作が出るほどまでに『停雲館帖』が流通していたことがわかろう。また、

停雲館帖。姑蘇文待詔徵仲　前人の未だ刻せざる眞跡を得て、之れを石に勒す。翻本は則ち佳からず。[45]

とあるように、翻刻本の存在を示す史料もある。この『停雲館帖』に言及した史料は非常に多く、[46]逐一檢討することは紙幅の都合上難しいが、この法帖の影響を考える際に、前述した當時さかんに作られた書畫錄の類も參考になる。ここで、沈周や文徵明と交友關係にあった張應文の子である、張丑が著した『清河書畫舫』を取り上げてみよう。この書は彼が家藏の書畫等について、眞跡にしたがって作家別に、作品名、釋文、題跋、印記、また關連史料の引用をも記した、最も整備された書畫錄である。この著書の中で、張丑が一つ一つの書畫の、關連史料や所在などを記すとともに、それら作品が摹刻されている法帖についても言及している。「今摹刻停雲館中」や「卽停雲館帖所載也」といった記述がそれにあたる。このように、『停雲館帖』に刻入されているという情報を附された書作品は、唐・林藻「深慰帖」（『停雲館帖』第四）、唐・孫過庭「書譜」（同第三）、唐・懷素「草書千字文」（同第四）、唐・顔眞卿「朱巨川告」（同第四）、顔眞卿「祭姪季明文」（同第四）、宋・范仲淹「道服贊」（同第六）、宋・薛紹彭「蘭亭序」（同第六）、宋・米芾「草書九帖」（同第五）、宋・文天祥「至桃源縣五律」[47]（同第七）などである。萬曆年閒に刻された董其昌の『戲鴻堂帖』、王肯堂の『鬱岡齋墨妙』についても多少の關連記事はあるが、『停雲館帖』に較べると格段に少ないといえる。この『清河書畫舫』は、萬曆四四年に完成していることから考えると、當時さかんに刊行されるようになった法帖の中でも、文氏の刻した『停雲館帖』は一目置かれるものであったことがわかろう。

また、この『停雲館帖』が、確かな價格をもって賣買されていたことを示す史料も存在する。少々長くなるが、それを以下引用してみる。

余が家　近ごろ停雲館法帖の貞珉を藏す。乃ち文待詔先生　之れが氷鑑を爲し、國博和州兩先生　之れが手勒を爲し、溫恕・吳寧・章簡甫三名人　之れが手刻を爲す。……特に以えらく待詔先生父子三人は皆な翰墨を握り、海內に宗匠たりて、名蹟を以て觀覽する者門に虛日無し。是こを以て此の帖　遂に晉・唐・宋・元・我が明の劇蹟を得て咸く中

に萃む。今　遺帖有りて之れと相角するに、纖微も克肯せざる無し。名公の苦心、此こにおいて見らる。……且つ國朝の名帖の之れを舍きて比肩すべきなきは論無く、卽い今溯りて宋元以來の淳化・大觀・戲魚・臨江等の帖を觀るも、俱に已に煙銷し、何れの所かを知るなし。則ち此の帖をば珍とせざれば、更えて何をか珍とすべきや。此の帖をば寶とせざれば、更えて何をか寶とすべきや。而今而後、吾れ法書の此に至りて止み、以て加うる無きを知るなり。……歲の甲寅（萬曆四二年）、乃ち寒山（趙宧光）に歸す。……遂に什襲珍藏し、輕がるしくは人に示さず、一春秋毎に、數帖を搨するに止め、以て同好に公にす。或いは眞に能く氷鑑する者有らば、擧げて之れを贈り、閒ま貨財を以て相い易うる者有らば、利として之れを與う。飾るに縑綃を以てし、裝するに名玉を以てし、定めて十種と爲す。其の價を二とせず、之れを下方に列す。

「一、法用涇縣薄楮・歙州精墨、凡四椎而浥之。或作黃麻粗文、或作柔絹細文、裝成雙面、表裏前後都無纖毫雜紙亂厠、裝工悉用吳中知名高手、一洗寥差硬厚諸病。其面俱用棗梨枌柏、精刻篆籀簽首、塗以滇中石青、貯以廣南梨匣、爲第一種。定價五兩。未裱者一兩。其飛白而裝飾同前者、爲第二種。定價四兩。未裱者七錢。

一、法用龍門紙飛白蟬翅等搨、飾用錦繡玉簽、曳以水流花帶、爲第三種。定價三兩。未裱者六錢。

一、法用龍門紙重墨搨、更加雞子純白令黑如黝漆、其光可鑑、裝法如前、爲第四種。定價二兩。未裱者五錢。

一、法用龍門紙正乾搨、單面、裝飾等類竝稍次之、爲第五種。定價一兩六錢。未裱者四錢。其濕搨重張者竝不用、竝可驗非余家搨、皆僞刻惡帖也。(48)」

これは、趙均『寒山金石林部目』にある記事である。趙均は、趙宧光の子であるが、この趙宧光は、徵明の曾孫文震孟と蘇州において日常的な交流を圖っていた人物であり、(49)その義父にあたる陸師道は、徵明の門下を稱している。(50)また、明代後半における農村の勞賃は一日でおよそ二十文、都市では三十文ほどであったことを考慮に入れると、右のごとく趙氏が設定した『停雲館帖』の價格は破格なものとして映るが、同じ藝術關係の出版物である畫譜や印譜もほぼ同樣の價格であ

った。[51] 右の史料のように、これだけ細かく法帖の状態を分類して價格設定を行っていることは、實際に買い手がいたことを容易に想像させる。[52] しかしながら、この價格設定自體、文氏と關係のあった趙氏によるもので、文氏が自ら行ったものではない。

この文氏の『停雲館帖』關係の史料のほかにも、當時法帖が出版物として認識され、世間に出回っていたことを示す史料がある。以下、地方志に見える記述である。

顧氏淳化閣帖十卷　顧從義借潘允亮所藏宋本摹勒上石、潘氏淳化閣帖十卷　潘允亮後復自摹入石、淳化帖釋文　顧從義書刻、十七帖　顧從義摹石、煙條帖　唐張旭書顧從德摹石、蘭香帖　晉王右軍書顧從義摹石、柳公權蘭亭帖・玉泓館蘭亭　俱顧從義摹石、潘氏家藏蘭亭帖　潘允端摹宋本入石後有趙孟頫十八跋、瑞麥賦帖　陸文裕書顧九敍刻、稽叔夜絕交書帖・來鶴詩話帖・南征賦帖　俱陸文裕書孫鄰刻。[53]

これは、萬曆年間の地方志の記事であり、藝文志の枠内で法帖が捉えられていることがわかる。顧氏、潘氏はともに上海の著名な一族であり、彼らが刻した『淳化閣帖』は當時においては重要視され、地方志にも「法帖」の項目がたつほどであった。[54] 一方、個人レベルで法帖はどのように流通していたのであろうか。それを示してくれるのが、有名な李日華の『味水軒日記』である。

二日。姑蘇の陸衡甫來たり。其の尊人陸廬峯先生の書を携う。余に陳白陽草書一幅・初拓停雲帖一部を寄す。[55]

九日。金華の邵客　淳熙續祕閣帖・寶晉齋全帖二十卷を持ちて來觀す。[56]

嘉興の李日華のもとには、書畫作品の鑑定、購買、品評などのために、日々多くの人々が訪れていたが、[57] そういった中にも文氏の刻した『停雲館帖』や宋代に刻された種々の法帖が含まれていた。つまり、嘉靖以後、萬曆年間に至って、法帖は民間レベルにおいても、かなりの程度で流通していたのである。

では、こういった法帖の流通を當時の人々はどのように捉えていたのであろうか。

近來の人又た大いに法帖を喜む。夫れ二王の跡の僅かに存する所の者は、惟だ法帖の中にのみ之れ有りて、誠に寶とすべきと爲す。但だ石刻は多く是れ古人の跡を將って雙鉤下來し、背後に硃を塡し、石上に摩す。故に筆法は盡く失われ、存する所は但だ結搆のみ。もし、轉展翻勒せば、訛りて以て訛りを傳え、則ち結搆を幷せて之れを失う。故に惟だ淳化祖帖と宋搨の二王帖のみ寶とすべきと爲す。其の餘は皆な觀るに足りず。況や近時各所に翻刻せらるるものをや。大いに楮墨を費し、笑うべし笑うべし。(58)

これは、華亭の何良俊の言葉である。この書が成ったのは隆慶年間であり、この時期すでに法帖が人々の間で人氣を博していたことが窺える。と同時に、至るところで翻刻が行われ、どれも鑑賞に堪えないものばかりであったらしい。また、以下の二つの記述もある。

淳化一たび出づれば、天下翕然として風に從う。其の後臨摹重儳の幾十百種たるかを知らず。蓋し墨刻の盛行は此れより始まるなり。然るに摹仿は既に久しく、漸く眞を亂すを致し、辯論紛紛として、遂に聚訟を成す。蓋し獨だ蘭亭・黄庭のみ然りと爲るにあらず。國朝の帖本、東書堂・寶賢齋等のごときは、皆な宗藩より出づるも、既に法眼に非ず、又た神手無く、萎苶として振るわず、僅に棗脯を充たすに足るのみ。文氏停雲館の刻する所の宋・元諸家は、皆な得意の筆に非ず。蓋し家藏には限り有り、目力は窮り易く、一人を以て盡く千古の祕を搜さんと欲せども、安くんぞ得べけんや。好事の家に至りては、矯誣して僞を作る者、又た種種なり。故に書學の今日に至るは亦た一大厄なり。耳食多くして眞の賞鑑得べからざるなり。(59)

墨刻は閣帖より後轉た盛んなり。本朝に至りては則ち種類愈よ繁く、幾ど收むるに勝えず。文氏停雲館の如きは最も著たり。說者終に謂えらく俱に待詔父子の伎倆より出づるも、甚だしくは眞に逼らず。(60)

これらの史料は、『淳化閣帖』以後、法帖（「墨刻」）の人氣が擴大するとともに、翻刻が盛んとなり、鑑賞に堪えない法帖が增加するにいたったことを示している。また、『東書堂集古法帖』・『寶賢堂集古法帖』を王府より刊行された代表的な

法帖とし、文氏の刻した『停雲館帖』を民間における代表的な法帖として捉えていることが注目される。

このように、『東書堂集古法帖』・『寶賢堂集古法帖』の二法帖以後、刻されることのなかった、また民間においては明代に入って全く刻されなかった法帖刊行の先鞭をつけたのは、文徵明・彭・嘉父子による一連の活動である。また、彼らは自らの『停雲館帖』のほかにも、前述した無錫の華夏の『眞賞齋帖』の刊行、上海の顧從義による玉泓館本『淳化閣帖』の刊行（文彭が跋を附している）にも携わっている。また、嘉靖年間に『淳化閣帖』を刻した蘇州の袁褧とも交流を重ねているし[61]、先の顧從義の『淳化閣帖』は、この袁褧の閣帖を、それを入手した同じ上海の潘允亮から借り受けて刊行されたものである。更に、『停雲館帖』の刻手であった吳廷は顧從義の刻にも參加しており、また章簡甫の子である章藻は萬曆三〇年代に『墨池堂選帖』を刻している。このように、嘉靖年間から萬曆年間初頭の法帖刊行には、殆どすべてに文氏が關係しており、いわば、文氏を中心とした「法帖刊行ネットワーク」とも言える人間の繋がりが、蘇州だけに收まらず、無錫、上海といった江南地方において形成されているのである。

三　文氏一族と「宗族」

（1）　文氏とその「宗族形成」の動き

何炳棣氏はその著書の中で、「……唐代以後の社會の最も著しい特徵は、一方で、社會的成功が家族の身分よりも個人の優秀さによって決まったということ、他方で身分の高い家族でも子孫が適正を缺いていれば、その成功を永續させる手段がほとんどなかったということで、あらゆる種類の文獻は一致している。……明清時代には、卑賤の者の上昇移動を促進するさまざまな制度的・非制度的經路は存在したが、成功した家族の長期的下降移動を防止する制度的な手段はほとんどなかった。……こうした意味において、明清社會はそれに特有な仕方で高度に競爭的であった。……唐代以後の中國に

おける社會移動と社會的變化に及ぼしたその影響という觀點から見れば、科擧制度に匹敵し得る要因はほとんどない。」と述べているが[62]、この氏の詳細な研究による結論からしても、當時の人々にとって、一族として繁榮を持續させるためには、科擧及第による任官、すなわち士大夫としての身分の維持が至上命題であったということがわかろう。そして、その科擧及第者を輩出するために、「族譜編纂」、「祠堂設置」、「共有地を經濟基盤とする義莊の設立」の三點を重要な要素とした、「宗族形成」への活動が盛んに行われるようになるのである[63]。

まず、文氏一族の科擧試驗における成績をまとめてみると、以下のようになる。

- 進士　林（成化八）、森（成化二三）、震孟（天啓二・狀元）
- 擧人　洪（成化元）、林（成化四）、森（成化二二）、從龍（萬曆一〇）、從鼎（萬曆二二）→「定之後改名震孟」（『文氏族譜續集』歷世科目志）
- 貢生　蘇州府學……元發（隆慶二・恩貢）、從簡（崇禎一三）
  吳縣學……震亨（天啓五・恩貢）
  長洲縣學……徵明（嘉靖元・歲貢）、彭（嘉靖間・歲貢）、嘉（嘉靖間・歲貢）

これよりわかるように、進士及第者に限っていえば、文森が進士及第を果たしてから次の文震孟が進士に及第するまでに、ざっと百四十年ほどの年月が經っている。しかし、その間、文徵明・彭・嘉父子はともに歲貢生に拔擢され、徵明に至っては嘉靖二年に翰林院待詔を授けられており、科擧においてはそれなりの成績を收めているといえよう。

では、このような文氏一族の「宗族形成」への動きを、先行研究の提示する三要素に絞って見てゆくことにする。

まず、「族譜編纂」である。今回使用した『文氏族譜續集』[64]は、蘇州文氏の始遷祖である惠より數えて第一二世の含（生卒年不詳であるが清・康熙、雍正年間に生きたと思われる）が編修を行ったものであるが、文氏の行った族譜編纂事業はそれ以前より見られる。以下の記述がそれを示している。

【圖】 蘇州文氏世系圖（文含輯『文氏族譜續集』參照）

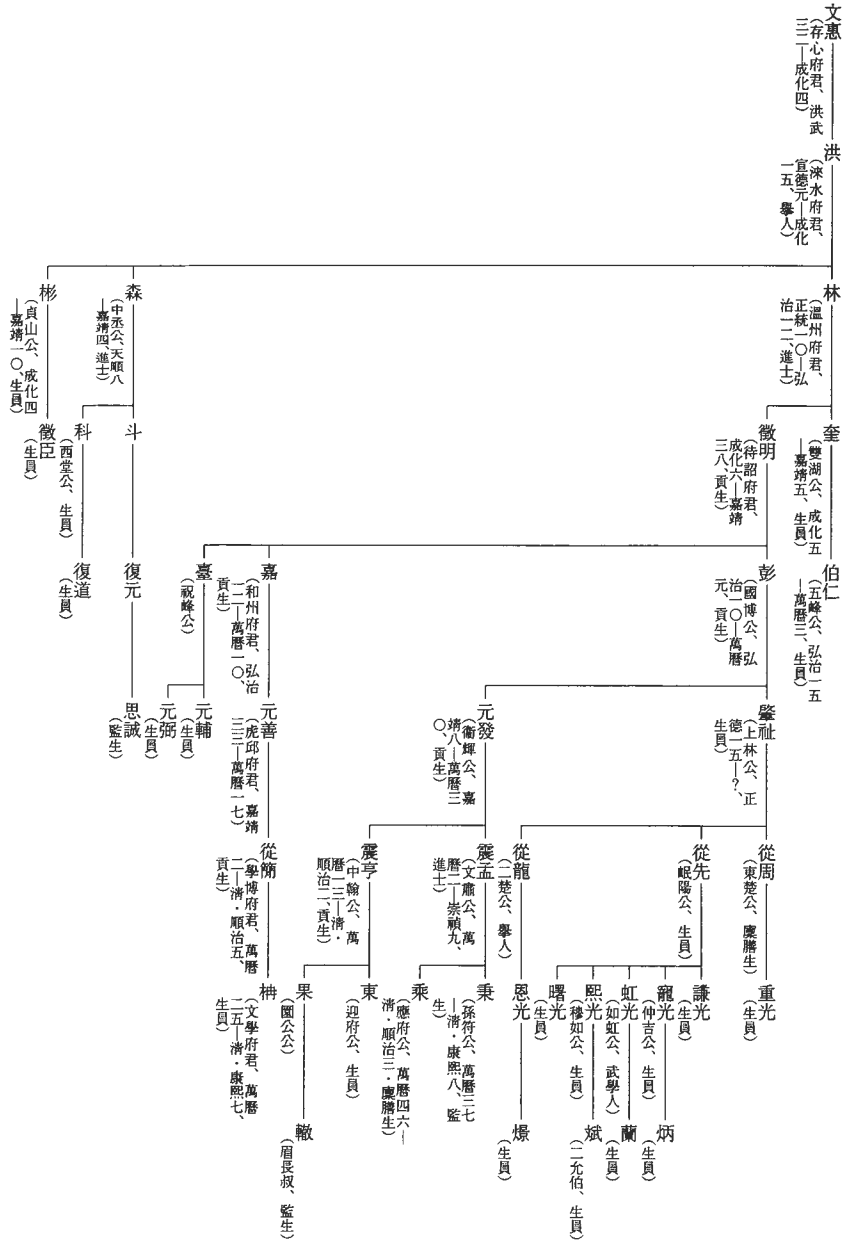

文氏の譜は明より今迄で凡そ三たび修めらる。始め溫州守林は衡山新譜を爲り、以て廬陵舊譜より別つ。世次は明らかなれども、典故は未だ備わらず。之れを繼ぐ者は南雲先生點たり。溫州の舊を踵ぎ、文氏族譜を爲る。典故は備われども、義類は未だ晰らかならず。又た之れを繼ぐ者は今の書深氏含たり。又た南雲の舊を踵ぎ、文氏族譜續集を爲る。是こにおいて世次は詳明にして、典故は該備され、義類は精核なり。(65)

右よりわかるように、初めて文氏の族譜を編纂したのは、始遷祖の文惠の孫である文林であるが、その後、二度目の編纂が行われるのは、文震孟の孫にあたる文點にまで下らなければならない。つまり、「宗族形成」の役割をなす族譜編纂事業が、その間行われなかったということである。明代中期以降、華中・華南地域において、「宗族形成」の動きがこれまでになく高まってくるとされる中で、明代に入ってからこの蘇州に移ってきた文氏(66)にとって、非常に重要な作業であったはずの族譜の編纂が一度しか行われなかったというのは、注目に値しよう。これは、林や徵明といった文氏が、自らの家系の優位さを示そうとするのではなく、族譜には事實のみを書き記そうという姿勢をとったためであり、彼らは宋代の大官僚であった文天祥と自らの家系を容易に結びつけることに對して疑問を呈したのである。(67)當時横行していた、族譜を改ざんしたり、勝手に出鱈目な族譜を作成したりする者たちと一線を畫すため、少しでも疑問の餘地のある族譜は編纂することはできないという意圖が働いた結果ではないだろうか。いずれにしても、明代において文氏は族譜の編纂を一度しか行っていない。

次は、文氏の「祠堂設置」についてそれに關係する史料を以下に列擧してみる。

忠烈祠、宋丞相信國公文天祥を祀る。……國朝に入りしより以來百餘年、吳に猶お未だ專祠有らず。正德十年、裔孫太僕少卿文森　以て其の地に立祠奉祀せんことを願う。(68)

正德六年、巡按謝琛　賜額を題建す。……嘉靖二十年、巡按饒天民　改建す。今は萬曆二十年知縣陳其志・四十三年知縣胡士容の相い繼いで修めし所なり。(69)

（信國）公の後人待詔公徽明　正氣の歌を堂の壁に書す。生氣凜然たり。……辛丑（嘉靖二〇年）より萬曆乙卯（四三年）に至るまで七十餘年を歴。而るに祠宇日び圮る。邑宰胡士容　公の後人孝廉震孟に謀りて重修し……。(70)

これらの史料から、文氏にも祠堂の設置や改修を行う様子を垣間見ることができるかもしれないが、これは明らかに、文氏一族固有の祠堂であるとはいえず、「宗族形成」のための常日頃より行う祭祀の場として使用していた祠堂とはいえない。つまり、これは、當時の巡按や知縣が朝廷より賜額を受けて設置しようとした文天祥の祠堂であり、そのために當時の名族であった文氏の協力を得たと考えられるのである。また、文氏一族固有の祭祀の場としての祠堂の設置を示す史料は、族譜にもまた彼らの殘した文にも記されていない。

最後に、「宗族形成」の重要な要素となる「共有地の確保」に關連する動きについてである。結論からいうと、この「共有地の確保」という、一族の盛衰に關わる經濟活動は、この文氏については、史料上に全くといっていいほど現れない。ただ僅かに、

文家莊、長洲縣飯菰溪に在り、虎邱公（元善）の田莊なり。(71)

と見えるのみである。この「文家莊」について、これがどのようなものであったのか、どのようにして運營されていたのかを示した詳しい記述はない。

生平より律身清介にして、歴官以來、負郭は數頃に滿たず。身沒すること未だ幾ばくならずして、諸子已に家は徒だ壁立するのみ。(72)

この記述は文震孟の列傳で、彼の蘇州での生活の様子を示したものである。これを一瞥しただけでも、彼ら文氏が經濟的基盤である「共有地」を所有し、またそれによる經濟的行爲で「宗族形成」を圖っていたとは到底思われない。

以上、文氏の「宗族形成」に關わる活動について、三點に絞り非常に粗略ではあるが檢討を加えてきたが、文氏には當時さかんに行われたとされる「宗族形成」への動きが、明確な形では見られないことがわかろう。しかし、文氏は確かに

蘇州を中心とする江南地方において名族としての地位を築き、科擧においても進士、擧人、貢生を數世代にわたって輩出してきたのである。

（2）文氏と「文化資本」

蘇に遷りし一世より十二世に至るまで、明洪武より清雍正に至るまで、前後四百年、聞人代よ起こる。明史に文肅（震孟）剛方貞介にして風節を以て顯われ、待詔・國博（彭）・五峰（伯仁）・雙湖（奎）は後先して輝映し、詩書畫は文人の能事を極盡するに、一縑一素世よの永寶と爲る。(73)

吳中の舊族の科第簪冕を以て其の家を世よにする者は多く有れども、詩文筆翰の海內に流布し累世絕えざるは、則ち文氏に如くはなし。……明成化の閒、代よ聞こゆる者有り。待詔徵明先生に至りては、文氏の學、遂に天下に名あり。亦た傳わりて文肅公に至りては、名德氣節を以て時の賢相たり。是こにおいて文氏の盛、又た獨だに詩文筆翰を以て顯れるのみならず。(74)

これらの二つの記述は、清代に書かれたものであり、また「族譜」という一種偏向しているともとれる史料ではあるが、明代において、文氏は「文」でもって天下に名の知れた一族として認識されていることがわかる。また、この文氏の中でも、書畫の大家として當時から名聲を博していた徵明、狀元の成績で進士及第を果たした震孟は、他とは違った、一目置かれる存在として、後人より捉えられていたのである。

この徵明について、『明史』に以下のような記述がある。

四方の詩文書畫を乞う者、道に踵を接するも、而れども富貴の人も片楮を得るに易からず、尤も王府及び中人に與えるを肯んぜずして、曰く、此れ法の禁ずる所なり、と。……文筆天下に徧く、門下の士の贋作する者頗る多けれども、徵明も亦た禁ぜず。(75)

これは非常に有名な記事であり、徵明が當時「文」に秀でた人物として知られていたことをよく表しているといえる。試みに、徵明の門下とされる人物を以下擧げてみると、[76]王寵、陳淳、彭年、朱朗、陸師道、錢穀、侯懋功、周天球、陸治、居節、王穉登、薛晨、陸中行、王復元等、當時の文化を代表する人物が多く現れる。中でも、王寵、陳淳らの後繼者が活躍し、[77]祝允明一派を併せて「吳中派」と呼ばれる一派を形成するに至るのである。また、徵明の二子の彭・嘉については、

長子彭、字は壽承、國子博士たり。次子嘉、字は休承、和州學生たり。竝びに詩を能くし、書畫篆刻に工にして、其の家を世よにす。[78]

とあるが、長子の彭は書の他にも篆刻に非常に優れた才能を發揮し、『印章集說』[79]を著し「篆刻の祖」と稱される人物でもあった。また、嘉興の大收藏家として名を馳せた項元汴とも交流をかさね、彼の所藏品の鑑定まで行っている。[80]次子の嘉には『鈐山堂書畫記』の著書があるが、これは、當時嘉靖年間の政權を牛耳っていた嚴嵩が嘉靖四四年に職をおわれ、その際に沒收された家產の書畫に關する目錄である。鈐山堂とは、嚴嵩の書齋の名前である。その際に文氏である嘉が、その目錄作成役を任じられたわけであるが、[81]沒收された家產はもちろんのこと內府に入るべきものであり、そのことから考えても、當時の彼ら文氏の名聲の一端を窺い知れよう。

詩文は秀達莊雅にして、楷隸行草は家法を規模し、隸書は尤も漢人の室に入る。[82]

其の書蹟は天下に遍く、一時の碑板署額は待詔と埒し。[83]

これら二つの史料は、震孟の書法についての記述であるが、その文氏の「家法」に則った書跡の廣がりは、曾祖父徵明と匹敵するほどであった。また、その弟である震亨についても、以下の記述がある。

弟震亨、字は起美、詩を能くし書畫を善くす。貢生よりして中書舍人に官たり。[84]

震亨はまた、洗練された文人趣味の良書として名高い『長物志』十二卷[85]を著してもいる。更には、以下のような史料もある。

近代の八分の學は極めて文待詔公を推す。公は固より能く書家の大成を集め、……八分の書は乃ち魏の受禪碑・上尊號奏の筆法を學ぶ。余　幼きころ文氏の家學を習う。(86)

このように、文氏には文人の嗜みとされる「琴棋書畫」の中でも特に書法についての固有の「家學」があり、徵明以降の文氏諸氏によって、徵明に代表される文氏の「書」の家法（傳統）を代々堅持していったのである。

では、この文氏について、文氏自身は一體どのように捉えていたのであろうか。ここでは、比較的史料の多く殘っている震孟を取り上げてみることにする。彼が自らの一族について記したまとまった記述は、彼の撰した『紓園文集』巻一六・一七「題跋」中にいくつか含まれている。まず、以下のような記述がある。

明興るや、翰墨の一派は、海内に獨だ吳門のみを以て當時に冠たり。啓南（沈周）・伯虎（唐寅）諸老先生、暨び先太史（徵明）・兩博士（彭・嘉）のごときは、藝は既に神に入りて而して品は復た卓爾なり。(87)

このように、震孟は自ら附した題跋の中で、中國を代表する當時の蘇州文化の牽引者たる「吳中派」のメンバーとして、自らの曾祖父である徵明、祖父である彭、叔祖父である嘉を擧げている。また、「題先太史慧山詩」において以下のように記す。

法書贋本の盛未だ先太史に如く者有らず。今に至るに尚お十餘輩有り。日夜を窮めて之れを爲す。故に人閒に流傳するに往往にして百に一も眞ならず。鑑賞の家は互相に矜置すと雖も亦た未だ魚目武夫の混を免れず。耳食する者は幷びに擬議を眞蹟に致すも、正に眞蹟の見るに易からざるを知らざるなり。(88)

これは、先に引用した『明史』の有名な記事と同じく、徵明の書跡が非常に珍重され、その贋作があふれかえっている狀況を示している。震孟は、このことに關心を拂っていたのか、辟易していたのかは定かではないが、この類の記述は文集の「題跋」中に散見する。(89)更には、「跋先待詔先國博家書」には以下のような記述がある。

家庭の私語は以て品を觀るべし。此の二帖、先曾祖の先祖に寄し、先祖の先叔祖に寄するが如きは、言う所の大半は

皆な風雅翰墨なり。惓惓汲汲として、饑渇の飲食なるが如し。……獨だ兒子の秉と香を焚き茗を啜りて展玩するのみ。(90)

この記事より、徽明、彭らが「風雅翰墨」について、換言すれば文人趣味の粋について記した「家書」を子の秉とともに「展玩」する震孟の姿が窺える。こうしたことを通じて、「文人一族」文氏の一員であるという思いを強くしていたのではないだろうか。

『蒻園文集』中における題跋をいくつか擧げてきたが、文氏は、「文人」として、徽明・彭・嘉の父子に代表されるようにその才能を十分に活かして活躍し、その多くの書畫の作品とともに「文氏＝文人一族」という認識を人々の間に廣く定着させていたのである。また、書作品の贋作が多く出回っていたという記事にも現れるように、やはりその筆頭に立つのは徽明であった。それは、震孟の徽明に關する記述が他の文氏に比べて壓倒的に多いことからもわかる。そういった徽明に代表される「文人一族」としての文氏を意識して、震孟はそれらの題跋を記していたのであろうし、逆に、そうすることによって、自らもその一員であるという意識をまた強くしたと思われる。

以上、文氏の内外から考察を加えてきたが、文氏一族が全國に名を知らしめるようになったのは、やはり徽明らによる「書」を中心とした文化的活動がそれに大きく關係しているといえる。先行研究の言及する「宗族形成」による科擧及第といった文脈とは一線を畫す、様々な文化的營爲を通じて、文人一族としての地位を確立、維持し、また前章で述べた一連の法帖刊行に見られるように當時の文化に多大な影響を及ぼし、そして推進していったのである。

そこで、筆者が注目しているのは、「文化資本」というキーワードである。これは、廣い意味での文化にかかわる有形・無形の所有物の總體を意味し、もともと社會學において用いられる用語（文化資本 capital culturel）である。具體的には、知識・教養・技能・趣味などの身體化された文化資本、書物・繪畫などの物資として所有可能な文化的財物（客體化された文化資本）、學歴・資格などの制度化された文化資本の三點に分けられる。(91) もちろん、こういった概念をそのまま援用することは非常に危險であり、この枠組みでもって文氏一族を解明するつもりはない。しかし、文氏は彼らの文化的な

様々な活動を通して得られたであろう、この所謂「文化資本」――親から子へ、代々受け継がれてゆく「文氏の傳統」とも置き換えることのできる――を蓄積し、再生産することを通じて、文人一族としての地位を築き、そしてそれを維持していったのではないかと考えるのである。それが有形のものとして殘ったのが第二章において考察を加えた『停雲館帖』であるし、無形のものとして殘ったのが本章で示した文氏の「家法」であるのではないだろうか。

つまり、明代中期以降の蘇州を中心とする江南社會は、こういった文化的行爲が、これまで言われてきた科擧及第のみにターゲットを絞った「宗族形成」要素にかわりうる要素として、十分に機能することを許す狀況にあったといえよう。その要素を最大限に取り入れることによって確かな地位を築き上げた代表的な一族が、この蘇州文氏なのである。

四　結　語――今後の課題とともに――

以上、第一章において設定した二つの問題點について檢討を加えてきた。

まず第一點目であるが、明代文化史研究において、文化隆盛の一つの指標としての出版文化が大きく取り上げられる中、筆者自身、この出版文化が書畫を中心とした藝術分野においても大きな影響を與えたのではないかと考え、この書法史と出版史とを繋ぐ重要な鍵として俎上に上せたのが本稿で論究した法帖なのである。こういった法帖の刊行の重要な轉換期となった嘉靖年間において、その殆どに何らかの形で文徵明ら文氏が關係している。それは、彼らの據點でもあった蘇州だけにとどまらず、無錫、上海、嘉興といった江南地方の諸處にいわば「法帖刊行ギルド」的な法帖刊行集團が存在していたということを示している。その中でも、彼らの刻した『停雲館帖』は、後續の法帖に多大な影響を及ぼしたのである。ここで、ひとつ注意されたいのは、この文氏の關係した法帖は、史料上いまだ「家刻」の域を出ていないということである。本論で引用した趙均『寒山金石林部目』中の値段表はあくまで趙氏の作成したものであり、「坊刻」にて刊行されたかは不明である。萬曆年間後半には松江の董其昌、出版界の大物であった陳繼儒らといった人物がそろって法帖を刊行し

始めるが、その後、今度は董其昌を中心とした法帖刊行が明末に至るまで隆盛を極めることとなるのである。したがって、明代の法帖全體について考える際、この萬曆年間における諸家の法帖刊行の實態を解明しなければならない。その際、法帖の坊刻に關して、その存在ならびに實態が明らかになれば、明代出版史の中にこの法帖も確かに位置づけられることになろう。また、すでに研究のある畫譜や印譜、墨譜と、この法帖がどのように有機的に連動していたのかについても明らかにせねばならないが、あわせて今後の課題としたい。

次に第二點目であるが、從來の宗族研究の枠組みにおいて蘇州文氏を捉えようとすると、第三章で考察してきたような結果になる。これまで言われてきた「宗族形成」への動きは、この文氏については明確な形で現れないのである。しかし、文氏は、第一點目で述べたような一連の法帖刊行事業により、それまでの法帖の歴史を變え當時の出版文化にも大いに影響を與えるなど、様々な文化的活動を行ってきた。それによって、所謂「文化資本」を蓄積し、結果、文氏の中だけではなく、文氏以外の人々の意識の中にも「文氏＝文人一族」という圖式を植え附けていったのである。こういった文化的活動について檢討することも、明代の江南社會の實態を解明する一つの鍵となるであろう。

また、今回、書法史への言及を行ったにもかかわらず、書作品、書法の變化、また書論の變遷といった點については一切觸れなかった。確かに書法史を語る上でそれらについての考察は必要不可缺であるが、一方で、「書」がどのようにして人々の間に廣まり、そして文化として認識されていったのか、といった「書」を文化の一つの要素として捉え、總體的に考察しようという視點からの研究も同様に重要であろう。中國書法史研究について、檢討しなければならない課題は依然として山積しているのである。

註

（1）法帖とは、書作品の眞蹟や摹本を木または石に刻し、その墨拓に鑑賞するために適した裝幀を施したものである。

また、法帖には、一人一帖を刻した單帖と、多人數または多種類のものを集めて刻した集帖（または彙帖）の二種類がある（中田勇次郎『王羲之を中心とする法帖の研究』（二玄社　一九六〇）參照）。尙、本稿で言及するのは主に後者の集帖であるが、便宜上すべて法帖と表記した。

（2）宮崎市定「明代蘇松地方の士大夫と民衆――明代史素描の試み――」（『史林』三七―三　一九五四、のち『宮崎市定全集　一三　明』岩波書店　一九九二に收錄）、同「明清時代の蘇州と輕工業の發達」（『東方學』第二輯　一九五一、のち『宮崎市定全集　一三　明』岩波書店　一九九二に收錄）參照。

（3）王士性『廣志繹』卷二「兩都」。

（4）荒井健編『中華文人の生活』（平凡社　一九九四）、前掲宮崎市定論文「明代蘇松地方の士大夫と民衆」、内山知也『明代文人論』（木耳社　一九八六）、大木康『明末のはぐれ知識人　馮夢龍と蘇州文化』（講談社　一九九五）等參照。

（5）前掲『中華文人の生活』まえがき參照。

（6）青木正兒「琴棋書畫」（『青木正兒全集』第七卷　春秋社　一九七〇）參照。

（7）鈴木正「明代山人考」（『清水博士追悼記念明代史論叢』一九六二）、金文京「中國近世における知識人の性格――明代の山人を手がかりとして」（『中國史學』第七卷　一九九七）、同「明代萬曆年間の山人の活動」（『東洋史研究』六一―三　二〇〇二）、大木康「山人陳繼儒とその出版活動」（『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』汲古書院　一九九〇）、井上充幸「明末の文人李日華の趣味生活――『味水軒日記』を中心に――」（『東洋史研究』五九―一　二〇〇〇）參照。

（8）社會秩序の崩壞、社會的流動性の現象については、森正夫「明末の社會關係における秩序の變動について」（『名古屋大學文學部三十周年記念論集』　一九七八）、岸本美緒『明淸交替と江南社會　一七世紀中國の秩序問題』（東京大學出版會　一九九九）等參照。その社會狀況の變化の一端を「山人」が擔ったという考察は、前掲井上充幸論文參照。

（9）大木康『明末江南における出版文化の研究』（『廣島大學文學部紀要』第五〇卷特輯號　一九九一）、井上進『中國出版文化史』（名古屋大學出版會　二〇〇二）、繆咏禾『明代出版史』（江蘇人民出版社　二〇〇〇）等參照。

（10）前掲大木論文、金文京「湯賓尹と明末の商業出版」（前掲『中華文人の生活』）等參照。

（11）大木康氏は、このような書籍の大衆化によって印刷物を媒體とした「大衆傳達社會」が成立した、としている（前掲大木著書『明末江南における出版文化の研究』參照）。

（12）中砂明德『江南　中國文雅の源流』（講談社　二〇〇二）參照。

（13）井上徹「宗族形成の再開――明代中期以降の蘇州地方を對象として――」（『名古屋大學東洋史研究報告』一八　一九九四）、同「蘇州社會と宗族」（『歷史』八九　一九九七）、

同「宗族普及の一局面――江蘇洞庭東山を對象として――」（『中國――社會と文化』一三　一九九八）、同『中國の宗族と國家の禮制』（研文出版　二〇〇〇）等參照。

（14）　査繼佐『罪惟錄』列傳卷二三下「文震孟　祖徵明」。

（15）　陳齋生輯『天啓崇禎兩朝遺詩小傳』「文文肅公」。

（16）　江兆申『文徵明與蘇州畫壇』（國立故宮博物院　一九七七）、周道振『文徵明書畫簡表』（人民美術出版社　一九八五）、內山知也「文徵明の生涯と藝術」（前揭『明代文人論』第四章）、『文徵明集』（中國法書ガイド五〇　二玄社　一九八九）、周道振・張月尊『文徵明年譜』（百家出版社　一九九八）、劉瑩『文徵明詩書畫藝術研究』（蕙風堂　一九九五）、劉綱紀『明清中國畫大師研究叢書　文徵明』（吉林美術出版社　一九九六）等多數。

（17）　日中における、法帖研究の著名なものは以下のとおりである。前揭中田著書、宇野雪村『法帖事典』上・下（雄山閣出版　一九八四）、容庚『叢帖目』全四卷（中華書局　一九八〇）、中國法帖全集編輯委員會編『中國法帖全集』全一七卷（中國美術分類全集　湖北美術出版社　二〇〇二）等。

（18）　明代の文人一族に關する研究には、本稿で論じる文氏一族について僅かに、澤田雅弘「明代蘇州文氏の姻籍――吳中文苑考察への手掛かり――」（『大東文化大學紀要』二二　一九八三）、小松謙「文徵明の後裔たち」（前揭『文徵明集』）があるのみである。しかし、澤田氏の論考は、家系を復元しその姻戚關係を調査したにすぎない感があり、また小松氏の論考も、徵明以降、數名の文氏一族の事跡を辿ったにすぎない。

（19）　謝肇淛『五雜組』卷七。

（20）　謝肇淛『五雜組』卷七。

（21）　大野修作「元・明の書の復古と商品化」（『書論と中國文學』第一一章　研文出版　二〇〇一）參照。

（22）　江南文化の隆盛と藝術作品の流通に一役買った商人たちとの關わりについて言及したものとしては、范金民「明清地域商人與江南文化」（『江海學刊』二〇〇二―一）、前揭中砂著書等がある。

（23）　代表的なものを擧げてみると、朱存理『鐵網珊瑚書品』、同『珊瑚木難』、文徵明『文待詔題跋』、文嘉『鈐山堂書畫記』、王世貞『弇州山人題跋』、朱之赤『朱臥庵藏書畫目』、郁逢慶『書畫題跋記』、張丑『清河書畫舫』、同『眞蹟日錄』、汪珂玉『珊瑚網』、孫鑛『書畫跋跋』等、枚擧に暇がないが、そのほとんどが江南地方において著されたものである。また、このような書畫錄の流行の背景には、在野の項元汴に代表される大收藏家の出現という狀況がある。この時期に數々登場した民間の收藏家については、外山軍治「明清の賞鑑家――書道文化をささえた人々――」（『中國の書と人』創元社　一九七一）、前揭井上充幸論文、前揭中砂著書等に詳しい。

（24）　「潤例」とは、書畫篆刻作品の定價を規格ごとに公示することであり、明代になって發生普及した現象である。明末において書畫作品が商品として流通していたこと、また、

それによって生計を立てていた者が存在していたことを示すものである。この「潤例」に關しては、澤田雅弘「潤例の發生と展開――明・清における文人賣藝家の自立――」（『書學書道史研究』第七號　一九九七）に詳しい。

（25）前揭大野論文參照。

（26）中田勇次郎「法書鑑賞の歷史」（『中田勇次郎著作集』第一卷　二玄社　一九八四）、同「明人の書とその鑑賞」（同書第四卷　二玄社　一九八五）參照。

（27）中田勇次郎「中國書道史　明」（前揭『中田勇次郎著作集』第一卷）、前揭中田著書『王羲之を中心とする法帖の研究』、前揭註（26）の中田論文等參照。また、清代中期の金匱の人錢泳による『履園叢話』中には「明刻」と題された一節があるが、明一代の法帖の刊行狀況を簡潔にまとめており、その活況ぶりが十分に窺える（叢話九　碑帖「明刻」）。

（28）前揭中田著書『王羲之を中心とする法帖の研究』參照。

（29）王靖憲「明代叢帖綜述」（前揭『中國法帖全集』一三所收）參照。

（30）また、『明實錄』に以下の記事が見える。

周王有燉薨。王周定王嫡長子、母妃馮氏。洪武十二年生、二十四年册封爲世子。洪熙元年襲封周王。王博學善書、所著有誠齋集、所臨有東書堂法帖。至是薨、享年六十有一。訃聞、上輟視朝三日、遣官致祭。謚曰憲命、有司營葬。（『明英宗實錄』卷五五　正統四年五月甲戌條）

（31）この法帖が民間において翻刻されたことを示す記事は、現段階では見當たらないが、王府内では成化一七年に翻刻されている（『叢帖目』所引「書重刻東書堂集古法帖」）。

（32）最近、圖版と釋文、解說等が附された『寶賢堂集古法帖』（文物出版社　二〇〇二）が出版されている。あわせて參考にされたい。

（33）また、弘治九年の自序に以下の記述がある。

臣幼好法書、父王因臣所好、命臣採擇古今字帖之佳者、集成巨册、因名之曰寶賢堂集古法帖。既成、不敢自私、啓於父王、裝潢成册以進。

これによっても、この法帖が朱奇源の趣味が高じて出來上がったものであることがわかる。

（34）章簡甫は、名は文、字は簡甫（のち字をもって稱した）、號は貢谷、蘇州の人である。彼が鐫刻の名手であったことは、以下の記事でわかる。

章簡甫乃邇來刻石第一手、尤精於摹搨。聞爲華東沙刻此帖時、既塡朱登石、乃更取原帖置面前玩取形勢。刻成後、再較對、有毫髮不似、必爲正之。蓋刻石而又兼手臨者、以故備得筆意。（孫礦『書畫跋跋』卷二「眞賞齋帖」）

また、王世貞が彼の墓志銘を書いてもいる（『弇州山人四部稿續稿』卷九一）。

（35）王澍『淳化祕閣法帖考正』卷一一　古今法帖考「眞賞齋帖」。

（36）華夏、字中甫。少師事王守仁、守仁謫龍場驛、夏周旋患難。中歲與吳下文徵明・祝允明輩爲性命交。搆眞賞齋於東沙、藏三代鼎彝、魏・晉以來金石縑素、品鑑推江東巨

眼。徵明爲之銘、眞賞齋拓本妙埒宣和、停雲・快雪而下、不敢望也。（光緒『無錫金匱縣志』巻二二）

（37）汪珂玉『珊瑚網』書錄巻二二「文衡山跋華氏淳化祖石刻法帖六巻」、郁逢慶『書畫題跋記』巻一「宋搨淳化祖石刻法帖六巻」にともに收錄されているが、年號は『書畫題跋記』によった。

（38）汪珂玉『珊瑚網』書錄巻二二「文衡山跋華氏續收淳化祖石刻法帖三巻」、郁逢慶『書畫題跋記』巻一「續集淳化祖石刻法帖三巻」にともに收錄されているが、年號は『書畫題跋記』によった。

（39）汪珂玉『珊瑚網』書錄巻二二「華氏閣帖合璧諸跋」。

（40）汪珂玉『珊瑚網』書錄巻二二「華氏閣帖合璧諸跋」。

（41）早來左顧、匆匆不獲款曲、甚媿。承借顏公帖、適歸、僕馬遑遽、不及詳閱、姑隨使馳納。他日入城、更望帶至一觀、千萬千萬。簽頭亦伺後次、不悉。徵明頓首中甫尊兄。（郁逢慶『書畫題跋記』巻一「顏魯公劉中使帖眞蹟」）

（42）郁逢慶『書畫題跋記』巻五。

（43）尤敬については、崇禎『吳縣志』巻五三に以下の記述がある。

尤敬者、墨榻妙手、而裝裱則有徐三泉・王後溪。文氏停雲館帖、必用此三人、故擅一時之名。

これによると、彼は『停雲館帖』の刊行に携わった墨搨の名手として、名を轟かせていたことがわかる。

（44）文元善「停雲館帖目錄」。

（45）屠隆『考槃餘事』巻一「帖箋」。

（46）有名なものとしては、王世貞による跋（『弇州山人四部稿』巻一三三）と、それに跋した孫礦の跋（『書畫跋跋』巻二）があるが、ほかにも以下の史料がある。

近時、文長洲父子皆自摹錄上石。或托門客溫恕・章簡甫爲之。二人皆吳中名手也。縱有名筆而不得妙工、本來面目十無一存矣、況欲得其神采哉。（謝肇淛『五雜組』巻七）

文衡山父子皆精書學、而又能自鐫刻。嘉靖中、摹勒舊跡及近時名筆共十二巻、清勁不俗、近世諸刻推此第一。停雲館帖先有四巻。帖首標題乃是小字、後更毀去、重摹爲十二巻。……首巻晉・唐小楷多據越州石氏本入石、越州本今在錫山秦太學元獻家。雖是古搨要亦枯燥少神采、停雲祖之、更益板滯、宜爲吾宗損菴先生之所呵也。唐荆川先生云、余見停雲帖李懷琳絕交書後、乃見孫氏所藏宋本、則精神相去十倍。書之者非有異而刻之者異也。雖有善書非善刻者、不能發其精神而傳於世也。余見孫過庭書譜眞跡亦正如此。文氏父子精于摹搨、又得章簡父等妙手左右之、尚且不能無憾、況下者乎。（孫承澤『閒者軒帖考』「停雲館帖」）

（47）『清河書畫舫』の記述には「信國手書過小靑口詩一卷、後有原博濟之二跋、乃徵仲故物也。今摹刻停雲館中。」とあるように、「過小靑口詩」と記しているが、これは『停雲館帖』第七中に刻されている「至桃源縣五律」と同じである。

（48）今回引用した史料は、容庚『叢帖目』所引のものである。

しかし、晨風閣叢書（宣統元年刊）に収められる『寒山金石林部目』には、本文で引用した記述はない。現段階では詳しいことはわかっておらず、調査中である。なお、本史料はさきに、前掲澤田論文「潤例の發生と展開――明・清における文人賣藝家の自立――」中ですでに引用されている。あわせて參照されたい。

（49）　震孟はその文集『紹園文集』の中で、彼を幾度となく「吾友」と添えて言及しているし、『文文肅公日記』には、震孟と宦光との日常的な交流を行う姿が窺える記事が多い。九日、……趙凡夫（宦光）父子來、夜談久之、因留宿。……十三日、……下午、孟長（姚希孟）來、同至虎丘。赴古白（陳元素）之酌。至半塘、邂逅趙凡夫、同舟以往。飲至四鼓。附夢洲舟歸。（『文文肅公日記』天啓五年三月條）

（50）　陸師道、字子傳。……歸而游徽明門、稱弟子。……善詩文、工小楷古篆繪事。人謂徽明四絕、不減趙孟頫、而師道竝傳之、其風尚亦略相似。……女字卿子、適趙宦光、夫婦皆有聞於時。（『明史』巻二八七「陸師道傳」）

（51）　前掲井上進著書參照。

（52）　この『停雲館帖』の他にも、當時の價格を知ることのできる法帖はある。上海で嘉靖四五年、萬曆一一年にそれぞれ刻された『淳化閣帖』の顧氏本と潘氏本である。この法帖にはそれぞれ校勘記が附されており、その中に値段が記されているのである（前掲宇野雪村著書中の圖版に見える）。嘉靖末年から萬曆初頭にかけての刊行であることからすると、この時期にはすでに、法帖が營利目的で出版されていたことがわかろう。

（53）　萬曆『上海縣志』巻一〇　藝文志「法帖」。

（54）　この『上海縣志』のほかにも、法帖を列擧している地方志がある。例えば、崇禎『松江府志』巻五六　金石などがそれにあたる。

（55）　李日華『味水軒日記』巻一　萬曆三七年六月條。

（56）　李日華『味水軒日記』巻三　萬曆三九年四月條。

（57）　前掲井上充幸論文參照。

（58）　何良俊『四友齋叢說』巻二七　書。

（59）　謝肇淛『五雜組』巻七。

（60）　沈德符『萬曆野獲編』巻二六　玩具「小楷墨刻」。

（61）　文徵明と袁褧の間にも「書」を通じた交流がかいま見える。徵明が彼に送った書簡の中には、袁褧より様々な書作品を借り受けた禮狀がある（『文徵明集』補輯巻二七所收書簡）。

（62）　Ping-ti Ho, *The Ladder of Success in Imperial China, Aspects of Social Mobility, 1368-1911*, Colombia University Press. New York, 1962. 邦譯は、何炳棣著・寺田隆信・千種眞一譯『科擧と近世中國社會　立身出世の階梯』（平凡社　一九九三）。今回は、その邦譯を引用した。

（63）　前掲註（13）の井上徹氏による一連の論文・著書參照。

（64）　この『文氏族譜續集』は、民國一八年（一九二九）刊で曲石叢書所收であるが、これは彭穀孫なる人物によって重修されたものであり、もとの『文氏族譜續集』は、清・雍

正年間に編纂されている。

(65) 『文氏族譜續集』楊繩武序。

(66) 散騎府君定聰娶都指揮蔡本女、從蔡徙蘇、復隨蔡徙杭。子四人、懋・恕・惠・愈。懋・恕・愈俱居杭州、子孫遂爲杭人。存心府君惠少侍散騎至蘇、贅於蘇張聲遠氏。因留居吳門占籍長洲、是爲蘇州一支。(『文氏族譜續集』蘇州世系表)

この族譜の記述より、文定聰の次子である惠が杭州より、蘇州に移り住んだことから、蘇州文氏が始まったことがわかる。

(67) 吾文氏自漢成都守翁以來亦無他族。今余家世譜乃先大夫溫州所修、復經先太史之手。皆斷自宋金紫光祿府君而下遞世次之、明白者爲廬陵舊譜・衡山新譜。卽信國文山公雖相傳爲一族、而譜牒未明。二先公皆不欲附未信以來拜郭之恥。不肖欲以來吳之後、另修一譜、題爲文氏蘇州小宗譜略、尙未暇也。(文元發『學圃齋隨筆』)

(68) 萬曆『長洲縣志』巻一一　壇祠。

(69) 康熙『蘇州府志』巻三六　祠祀上。

(70) 鄭敷教「文信國公忠烈祠記」(乾隆『蘇州府志』巻二一　壇廟)。

(71) 『文氏族譜續集』歷世第宅坊表志。

(72) 鄒漪『啓禎野乘』巻一「文文肅傳」。

(73) 重修『文氏族譜續集』彭毅孫校刻序。

(74) 『文氏族譜續集』楊繩武序。

(75) 『明史』巻二八七「文徵明傳」。

(76) 前揭著書『文徵明年譜』參照。

(77) 王寵に關しては、『甫田集』巻三一　墓志銘中に、徵明による墓志銘「王履吉墓志銘」が收められており、徵明との親交の深さが窺える。陳淳についても以下の記事がある。陳復道、名淳、以字行。……淳受業徵明、以文行著、善書畫、自號白陽山人。(『明史』巻二八七「陳復道傳」)

因みに、彼の從孫にあたる陳仁錫は文震孟と同年であり、彼と私的交流を多くもっていたことが、『文文肅公日記』よりわかる。

(78) 『明史』巻二八七「文徵明傳」。

(79) この『印章集說』(叢書集成初編所收)は、六七項目に分けて印(篆刻)について述べたものである。

(80) 文彭と項元汴との緊密なつながりについては、松村茂樹「故宮コレクションの源流をめぐって　賞鑑家のアドバイザー」(『書を探る　王羲之から書教育まで』　アートダイジェスト　一九九六)に詳しい。

(81) 嘉靖乙丑(四四年)五月、提學賓涯何公檄余往閱官籍嚴氏書畫、凡分宜之舊宅、袁州之新宅、省城諸新宅所藏盡發以觀。歷三閱月、始勉畢事。……隆慶戊辰(二年)冬十二月十七日、茂苑文嘉書於文江草堂。(文嘉『鈐山堂書畫記』)

(82) 鄒漪『啓禎野乘』巻一「文文肅傳」。

(83) 徐枋『居易堂集』巻一三　誌銘「明故質治尹嘉議大夫禮部右侍郎兼東閣大學士贈禮部左侍郎謚文肅文公墓誌銘」。

(84) 光緒『蘇州府志』巻八七　人物一四。

(85) この『長物志』については、近年その譯注本（『長物志――明代文人の生活と意見』全三巻〈東洋文庫　一九九九〉）が刊行され、容易にその内容を見ることができるようになった。

(86) 顧苓『塔影園集』巻二「跋八分書千字文」。

(87) 『葯園文集』巻一六　題跋。

(88) 『葯園文集』巻一七　題跋。

(89) 先待詔書翰滿海内外。然贋者往往不能當贋者什一。嘗見鑑賞家珍祕百方開出相示、贋者過半。（『葯園文集』巻一七　題跋「題石湖花游曲」）
當世咸知先公書足珍、而獨苦贋本繁多、未易辯析、不知眞贋之辯。（同巻一七　題跋「跋赤壁賦」）

(90) 『葯園文集』巻一七　題跋。

(91) Bourdieu, P., *La Distinction: critique sociale du jugement*, Minuit, 1979. 邦譯はP・ブルデュー・石井洋二郎譯『ディスタンクシオン［社會的判斷力批判］Ⅰ・Ⅱ』（藤原書店　一九九〇）。今回は、その邦譯を參照した。また、このブルデューの「文化資本」の概念を用いた論考としては、平田茂樹『科擧と官僚制』（世界史リブレット九　山川出版社　一九九七）があるが、その中で平田氏は、科擧を「特定の階層から官僚を絶え間なく生み出す再生産システム」として捉え、それを「貴族文化の傳統を受け繼ぐ現代のフランスのエリート社會の構造」と對比させて論じている。

THE PUBLICATION OF CALLIGRAPHIC ALBUMS AND THE WEN 文 CLAN OF SUZHOU 蘇州 DURING THE MING DYNASTY

MASUDA Tomoyuki

After the Mid-Ming period and by the time of the Jia-jing 嘉靖 and Wang-li 萬曆 era, the Jiangnan 江南 region, particularly Suzhou 蘇州 had become representative of all of China both economically and culturally. In the Jiangnan region, the Wen clan 文氏 of Suzhou, led by the celebrated painter Wen Zheng-ming 文徵明, became famed as a literati family of intellectuals, having produced many offspring who might be termed literati. This study focuses on the Wen clan in regard to the socio-cultural issues of the "formation of the family," and the "culture of publishing," and the following two points have been considered.

The first point that has been considered is the publication of *fatie* 法帖, calligraphic albums in which samples of model calligraphy were collected, which have not been addressed in the context of the history of publishing during the Ming, but these calligraphic albums can surely be interpreted as an important aspect of the culture of publishing as can be seen by the fact that literati families printed them, assigned monetary value to them, and circulated them among various people. The form of publication changed from a bureaucratic one centered on the Princely Establishments 王府 to one determined by private individuals. The period of this transformation was the Jia-jing era during which many albums were published, almost all of which involved Wen Zheng-ming and his sons Wen Peng 文彭 and Wen Jia 文嘉. What might be called a "calligraphic album publishing network" was formed under the leadership of the Wen clan not only in Suzhou, but also various parts of Jiangnan such as Wuxi 無錫, Shanghai 上海, and Jiaxing 嘉興. Among their publications was the *Tiyunguantie* 停雲館帖, which was to have great influence on later efforts. Thereafter, there was explosive growth of such publications during the Wang-li era in the region centered on Jiangnan.

The second point that I have addressed is the fact in a society where passing the bureaucratic examinations had become an imperative, activities associated with the formation of a clan, such as compiling a genealogy 族譜, establishing an ancestral shrine 祠堂, or securing common property were common, but the Wen clan of Suzhou clearly displayed none of these activities. However, the Wen clan, as

noted in the first point above, had great influence on the culture of publication in the era through their serial publishing of calligraphic albums, and they participated in numerous important cultural activities. In short, by virtue of such activities, they accumulated what may be called "cultural capital," and as a result the equation of the Wen clan being literati was implanted not only in the consciousness of the Wen themselves but in the minds of those outside the clan as well. Their position as a literati family was thus established and maintained. As regards the society of Jiangnan after the mid-Ming period, previous studies have focused almost exclusively on passing the examinations in terms of the formation of the clan, but these sorts of cultural activities, such as the publishing of calligraphic albums, can be understood as functioning sufficiently in a similar role.

THE DAOIST DEIFICATION OF THE AFTERLIFE: A CONSIDERATION OF THE PHRASE "IN ACCORDANCE WITH THE STATUES AND ORDINANCES"

SAKADE Yoshinobu

The excavation from ancient sites of wooden tablets on which spells 呪言 have been written, particularly those including the phrase "promptly in conformity with the statutes and ordinances" 急急如律令 have garnered the attention of scholars of ancient Japan. This spell, which originated in China, came to Japan in early times. The first to take note of the spell was Li Kuangyi 李匡乂 of the Tang. He understood it to mean "to be as fast as the thunderbolt demon," but Cheng Dachang 程大昌 in the Southern Song argued instead that it meant "to act in accordance with the statues and ordinance laid down by the state." The two theories have been maintained to the present. As it has been legal historians in Japan who have taken note of this spell, they have solely problematized the legalistic phrases "in accordance with the statues and ordinances" 如律令 or "in accordance with edicts" 如詔書, and have not given sufficient consideration of its significance as a spell.

The phrases "envoy of the Celestial Thearch" 天帝使者 and "[promptly] in accordance with the statues and ordinances" that recount aspects of the afterlife are found on bills for land contracts 買地券 and tickets from tombs 鎮墓券 of the Later-Han. The envoy of the Celestial Thearch 天帝 was an attendant of the